

## 株式会社 定款

のマークは選択可能な部分

### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 業
2. 業
3. 前各項に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を 市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は電子公告をもってする。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 市に於いて発行する 新聞に掲載して公告する。

2. 電子公告により公告すべき情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項は下記の通りである。  
アドレス <http://xxxxxxx.fms9.com>

### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、 株とする。

(単元株式)

第6条 当社の株式は、単位株制度をとり一単位の株式を 株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役の承認を受けなければならない。

(株式の名義書換)

第8条 当社の株式の譲渡による株式名義の書換を請求するものは、当社所定の書式による株主名義書換請求書に当社において必要と認める証拠書類を添付して提出しなければならない。

2. 株式譲渡の効力は当社の株主名簿の書き換えがなされた時をもって発効する。

(株券の不発行)

第9条 当社の株式につき株券を発行しない。

(株式の質入)

第10条 当社の株式に質権を設定又は移転の登録をしようとするものは、当社所定の書式による質権設定又は移転登録請求書に質権者の印鑑を押印し提出しなければならない。

2. 株式名義書換停止期間中は、前項の登録は受け付けない。
3. 登録質権が消滅した場合は、遅滞なくその抹消の手続きをしなければならない。

(株式の名義書換停止期間)

第11条 株式の名義書換は事業年度終了の翌日からその年度の定時株主総会終結の日まで停止する。

2. 但し必要のある場合は取締役会の決議により相当期間名義書換を停止することができる。
3. 株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

会社法研究

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(召 集)

第13条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(召集通知)

第14条 株主総会の召集通知は、株主に対して、会日より一週間前に書面をもって発しなければならない。ただし、株主の全員の同意がある場合はその召集手続きを省略できる。

(議決権の代理行使)

第15条 総会において株主の議決権を行う代理人は当会社の株主に限る。但し、法定代理人は差支えない。

2. 代理人は総会に先立って議長に対して委任状を提出しなければならない。

(総会の議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役が当たる。

(総会の成立)

第17条 総会の成立は、法令に別段の定めがある場合の外は、総株主の議決権の過半数の株式を有するもの(代理行使人の有するものを含む)の出席による。

(総会の決議方法)

第18条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合の外は、出席株主の議決権の過半数によって決する。

(総会の日時及び場所)

会社法研究

第19条 総会開催の日時及び場所は、取締役が決定する。

2. 株主総会の議長は、会場を変更することができる。

3. 総会において会議の延期又は続行の決議をなしたときは、その日時及び場所は議長がこれを宣する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印する。

### 第4章 役 員

(員 数)

第21条 当会社に取締役 名以内、監査役 名以内を置く。

(選 任)

第22条 取締役及び監査役は株主総会において選任する。選任方法は第18条の決議方法によっておこなう。但し取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員で選任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

2. 監査役の任期は選任後 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員で選任した監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。

(役員欠員)

第24条 取締役又は監査役中に欠員ができたときは、業務に差支えない場合は、その補欠選任は次回の定時総会まで伸ばすことができる。

会社法研究

第25条 取締役、又は監査役は、その任務を怠り会社に対し生じた損害を賠償する責任を負う。

2．ただし、会社は社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と会社法第四百二十五条にいう最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる。

(取締役会及び代表取締役)

第26条 取締役の中から代表取締役を選任できる。代表取締役は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(監査役の監査の範囲)

第27条 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

2．監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3．監査役は取締役会に参加し意見を述べることができる。

(取締役会の招集)

第28条 取締役会の招集は代表取締役がおこない、各取締役及び監査役に対して会日の5日前までに通知を発ししなければならない。ただし、取締役及び監査役の全員の同意あるときはその召集手続きを省略できるものとする。

(取締役会の決議)

第29条 取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって決する。

2．取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

3．取締役は他の取締役に議決権を書面又は電磁的方法で委任することができる。委任された取締役は会議開始までに書面又は電磁的方法により委任された事実を議長に報告し

会社法研究

なければならない。

(議事録)

第30条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、各議事に対する各取締役の賛否を明記し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印する。

(報酬)

第31条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、月日から翌年月日までの年一期とする。

(利益処分)

第33条 当会社は毎事業年度における純益金を株主総会の決議により次のとおり処分することができる。

1. 利益準備金 法定額
2. 別途積立金 若干
3. 役員賞与金 若干
4. 配当金 若干
5. 次期繰越金 若干

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当の割合は株式の数に応じ毎事業年度末現在の株主名簿に記載された、株主又は質権者に支払う。  
2．株主総会において配当の決議をした後3年経過しても配当金の支払いを請求しないときは、その権利を失う。

## 第7章 附 則

会社法研究

(設立に際して発行する株式及び資本金額)

第35条 当社がすでに発行済の株式の総数は、 株であ  
り、その資本金額は 円である。

第36条 本定款は、会社法の施行日より発効する。

以上、株式会社 の定款である。これを証して代表取締役  
及び取締役が次に記名押印する。

平成 年 月 日

代表取締役

取 締 役

同

同

同